ACSES ニュースレター_２１１２号（2061 年６月２日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（13 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇関節痛などの薬でアナフィラキシー 会社に注意喚起指示 厚労省〈放送報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・６月は「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」の重点取組期間です～職場での転倒災害が増加しています～〈厚生労働省〉
・６月は「全国安全週間」の準備月間です～第 94 回全国安全週間のポスター・リーフレットを作成しました～〈厚生労働省〉
□大災害、原発事故対策
[火山噴火対策]
・活動火山対策特別措置法第三条第一項の規定に基づき、火山災害警戒地域を指定した件の一部を改正する件（内閣府告示第 73 号）〈官報〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇報道発表　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 健康安全
◇長時間労働削減に向けた取組〈厚生労働省〉
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 216 号）〈官報〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 217 号）〈官報〉
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 218 号）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
[6] 廃棄物関係
◇庁舎内の店舗におけるプラスチック製カトラリーの削減に向けた実証実験について〈環境省〉
[7] 環境安全関係
◇減農薬米栽培へ“アイガモ”ロボット使い雑草抑える実験 山形〈放送報道〉
[8] 環境教育
◇我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第２期 ESD 国内実施計画）の策定について〈環境省〉
[9] エネルギー問題
◇再生エネ新市場、11 月にも試験運用　脱炭素を支援〈新聞報道〉
[10] 調査、公募、意見募集等〈新聞報道〉
[公募、意見募集等]　４件　　[公募結果、意見募集結果]　２件　　[統計資料]　１件
[11] その他省庁発表　　２件

蛍袋（ホタルブクロ）

[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　４件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係
・中国で「H10N3 型」鳥インフルエンザウイルス ヒトへの感染確認<放送報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇関節痛などの薬でアナフィラキシー 会社に注意喚起指示 厚労省

＜NHK　2021 年６月２日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210602/k10013063161000.html

関節痛などの薬を投与された人に重いアレルギー反応のアナフィラキシーなどが確認され、厚生労働省は製薬会社に対し速やかに注意喚起を行うよう指示しました。
注意喚起の指示が出たのはひざや足の付け根の関節痛を抑える薬としてことし３月に承認された「ジョイクル」です。
生化学工業や小野薬品工業が製造販売などを手がけ、厚生労働省によりますと先月 28 日までにおよそ 5500 人に投与されたとみられていますが、10 人がアナフィラキシーやじんましんなどを起こした報告があったということです。
このうち 80 歳の女性が死亡し、現在因果関係の調査が行われているということです。
こうした状況を踏まえ、厚生労働省は企業に対し薬の添付文書を改訂して速やかに注意喚起を行うよう指示しました。
これを受け企業は医療関係者などに対し緊急時に十分な対応ができる準備をしたうえで、投与後少なくとも 30 分間は医師の管理のもとで経過を観察するよう呼びかけています。
また帰宅後に症状が出た人もいることから、患者や家族などにリスクを十分に説明し、異常を感じた場合はすぐに医療機関を受診するよう指導することも求めています。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・６月は「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」の重点取組期間です
～職場での転倒災害が増加しています～

＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18858.html

厚生労働省は、労働災害で最も多い転倒災害を防止するため、「ＳＴＯＰ！転倒災害プロジェクト」を実施し、全国安全週間（７月１日～７日）の準備期間である６月をこのプロジェクトの重点取り組み期間としています。
近年、転倒災害は増加傾向にあり、令和３年の速報値は、前年同期比で約３割増と大きく増加しています。その約６割が休業１か月以上であり、特に女性の高齢者で多く発生しています。
転倒災害の防止は、女性や高齢者が活躍できる社会の実現や生産性向上などの観点からも、たいへん重要な課題です。
厚生労働省は、この重点取り組み期間を通じて、事業者の皆さまに、安全委員会等における転倒災害防止の現状と対策の調査審議、チェックリストを活用した点検の実施などを重点的に呼びかけ、全ての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を推進していきます。
■　厚生労働省がこのプロジェクトで実施する主な事項
１）　転倒災害防止の周知啓発資料等の作成、配布
２）　都道府県労働局、労働基準監督署による「STOP ！転倒災害プロジェクト」パンフレット記載のチェックリ

ストを活用した事業場への指導　など

■　啓発資料等

以下の啓発資料等を下記ＵＲＬに掲載しております。

１）パンフレット（チェックリスト）

２）転倒予防体操動画

３）企業における転倒災害防止の取り組み事例 など

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html

---

・６月は「全国安全週間」の準備月間です

～第 94 回全国安全週間のポスター・リーフレットを作成しました～

＜厚生労働省　2021 年６月１日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18857.html

６月は全国安全週間（７月１日～７日）の準備月間です。

このたび厚生労働省では、広く一般の安全意識の啓発を図るため、第 94 回全国安全週間のポスター・リーフレットを作成しました。

厚生労働省では、このポスター・リーフレットを活用し、全ての働く方が安心して安全に働く事のできる職場の実現を呼びかけていきます。

【厚生労働省が全国安全週間と準備期間に行う主な取り組み】

１）安全広報資料の作成、配布

２）様々な広報媒体を通じた広報

３）各事業場が取り組む安全活動への指導援助 など

□*大災害、原発事故対策*

[火山噴火対策]

・活動火山対策特別措置法第三条第一項の規定に基づき、火山災害警戒地域を指定した件の一部を改正する件（内閣府告示第 73 号）

［官報］　令和3年5月31日　号外　第120号　6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210531/20210531g00120/20210531g001200006f.html

火山災害警戒地域：富士山

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T7cNB2M_BuTjop_dY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年５月 31 日版）

＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0vx-5_D-hgfXn0hY

地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html

---

◇報道発表　見出し

・コロナ禍 喫煙量増える 在宅勤務などでストレス増加 WHO

＜NHK　2021 年５月 31 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210531/k10013059931000.html

31 日は、WHO＝世界保健機関が定めた「世界禁煙デー」です。コロナ禍で在宅勤務などが増えた結果、ストレスの増加などで、たばこを吸う量が増えた人が 18%に上ることが国の調査で分りました。

国立がん研究センターは、ことし３月、20 歳以上の喫煙者と非喫煙者 1000 人ずつを対象に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響について、インターネットでアンケートを行いました。
この中で、喫煙者に対して、在宅勤務や外出の自粛などで喫煙の量が変化したかを尋ねたところ、18%が「増えている」と回答しました。
理由で最も多かったのが、
▽「感染リスクの増大や、生活や環境の変化に伴うストレスの増加」で 49%
次いで、
▽「自宅は職場と違って禁煙などの制約がない」という回答が 34%
▽「自宅では周囲の目が気にならない」という人が 10%でした。
また、喫煙者に対して、感染すると重症化しやすいと思うか尋ねたところ、
▽「重症化しやすいと思う」が 37%
▽「思わない」が 10%でした。
一方、たばこを吸わない人で、喫煙者と同居している人の 34%が「受動喫煙が増えた」と回答したということです。
国立がん研究センターは「コロナ禍で受動喫煙が増えた人が相当程度いることがうかがえる。喫煙は、新型コロナウイルスの重症化リスクを高めるおそれがあることを啓発し、禁煙を促していきたい」としています。

[対策・予防]

◇省庁発表

・令和２年度「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」の結果
＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18704.html

・「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」を更新しました
＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・外国語の新型コロナワクチンの予診票等を掲載しています
＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_tagengo.html
・新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材
＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html
・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanheno_oshirase.html
・新型コロナワクチンの有効性・安全性について
＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei.html
・ファイザー社の新型コロナワクチンについて
＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_pfizer.html
・接種についてのお知らせ
＜厚生労働省　2021 年５月 31 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00218.html

・ワクチン接種 21 日から 職場や大学などで始める方針 官房長官
＜NHK　2021 年６月１日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210601/k10013061591000.html
・職場や大学での接種、21 日から 前倒しも、米モデルナ製を使用
＜共同通信　2021 年６月１日＞　https://www.47news.jp/news/new_type_pneumonia/6332650.html

・「コロナワクチン夫婦同時に打たないで」２回目接種後の高熱２割超　医師に聞く副反応対策
＜AERAdot. 2021 年６月１日＞　https://dot.asahi.com/dot/2021053100041.html

・接種７月末完了と発表なのに「８月を勧められた」…１００％でなくても「接種完了」とする自治体も
＜読売新聞　2021 年６月１日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210601-OYT1T50133/

◇大学等関係
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(5/31 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年５月 31 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】 (5/25 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年５月 25 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・大学、遠隔連携広がる　「コロナでオンライン」背景　海外交流や共同研究
＜日経新聞　2021 年５月１日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE243S10U1A420C2000000/
　新型コロナウイルスの感染拡大を背景に大学間の連携が広がっている。従来は近場の大学が手を組むことが多かったが、オンライン教育の普及をきっかけに海外を含む遠方の大学が連携しやすくなった。大学再編の足がかりになる可能性もある。
　福島県立医制大(福島市)は7月から､医学分野の研究で定評のあるシンガポール国立大とオンラインでのシンポジウムや意見交換を始める。教員、研究者、学生らの交流を通じ、医学研究や機器開発を促進する。学生の交換留学も検討する。
　両大学は2014年から胃がんの免疫療法などに関する10件以上の論文を共同発表したり、共同臨床試験を実施したりしてきた。コロナ下で直接の往来が難しくなるなか、1月に協定を結び、オンラインを活用して交流を続けることにした。
　昨年春、各大学はコロナ禍で一斉にオンライン授業に切り替えた。ｅラーニング開発のデジタル・ナレッジ(東京・台東)が昨年6月に全国の国公私立大の教員100人に調査したところ、19年度時点でオンライン授業を取り入れていた大学は４・２％。大部分は20年４～５月に急きょ導入したと回答した。
　環境の激変は現場の教員や学生に戸惑いを生む一方、物理的な距離の制約を受けないオンラインの特性は大学間の連携一を促す効果をもたらした。
　韓国・烏山(オサン)大学校と１月に連携したのは、徳島県にある四国大学だ。交換留学を含む学生交流や、両大学が学科を擁する幼児教育の分一野を中心に共同研究をする。
　榎本隆国際課長は「研究面では費用や時間を考えるとオンラインの方がメリットが大きい」と強調する。今回の協定書では初めて「現地訪問とオンラインでの連携」との文言を書き込んだといい、「今後はこれをスタンダードにしていく」と意気込む。
　オンラインをテコにした大学連携は、国内でも活気を帯びている。
　「新しい教育のあり方一にチャレンジしたい」。４月、近畿大(大阪)の世耕弘成理事長は東海大(東京)、帝京大(同)の両トップと臨んだ連携協定の締結式の場で語った。各大学の授業をオンデマンドで受講できるようにする構想を描く。
　３月には弘前(青森)、宇都宮(栃木)、東京外国語(東京)、長崎(長崎)の４大学が多文化共生分野で遠隔授業な

どをする協定を締結。和光大(東京)と京都精華大(京都)も同月に包括的連携協定を結んだ。

高知大や愛媛大など四国の５大学は 23 年度から、文部制学省の「大学等連携推進法人」の認定制度を活用し、教職課程の一部をオンラインの合同授業で受けられるようにする。オンライン活用は大学間連携にとどまらず、東京大は海外の著名研究者らの授業配信や遠隔での共同研究を進める。

少子化を背景に大学の再編を求める声は根強い。ただ、従来は名古屋大と岐阜大の法人統合や、山梨大と山梨県立大による連携推進法人の設立などにとどまっていた。

大学教育に詳しい同志一社大の山田礼子教授は-「アフリカなど現地訪問ありきでは進めにくかった地域の大学との交流も活発になるのではないか」とし、「従来は地域単位で考えるのが一般的だった大学間連携が流動的になっており、再編の足がかりになる可能性も一ある」と指摘する。

オンライン授業は対面に比べて質が低いとの学生の不満もある。オンラインを活用した大学間連携を教育や研究の質の向上につなげるには、綿密なプログラムや教員の指導技術の向上などが不可欠となる。

最近の主な大学間連携

2021 年 1 月	福島県立医科大(福島) シンガポール国立大
	四国大(徳島) 鳥山大学校(韓国)
3 月	弘前大（青森） 宇都宮大（栃木） 長崎大（長崎） 東京外大（東京）
	和光大（東京） 京都精華大（京都）
4 月	近畿大（大阪） 東海大（東京） 帝京大（東京）

・コロナ禍、募る孤独に「死にたい」　大学生は毎日泣いた

＜朝日新聞　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5X5H8FP5PUHMC004.html

****

[3] ***<u>健康安全</u>***

<u>◇長時間労働削減に向けた取組</u>

＜厚生労働省　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5shK08TKsjPjqXxY

我が国においては依然として長時間労働が問題となっており、長時間労働の削減は喫緊の課題です。これに取り組むため、「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけや、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の徹底等を行っています。

****

[4] ***<u>医薬品等</u>***

<u>◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 216 号）</u>

［官報］　令和 3 年 5 月 31 日　号外　第 120 号　31 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210531/20210531g00120/20210531g001200031f.html

○厚生労働省告示第 216 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品(平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号)

の一部を次の表のように改正する。

令和３年５月 31 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴　（略） ⑵　オキシメタゾリン－クロルフェニラミン（鼻炎による鼻水又はくしゃみの症状を緩和することを目的とするものに限る。） ⑶　（略） ⑷～⑺　（略） ⑻　（略） ⑼　プロピベリン ⑽　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴　（略） （新設） ⑵　クロトリマゾール（膣カンジダ治療薬のクリーム剤に限る。） ⑶～⑹　（略） ⑺　フルニソリド （新設） ⑻　ベポタスチン 二　（略）

――――――――――

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 217 号）

［官報］　令和３年５月 31 日　号外　第 120 号　32 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210531/20210531g00120/20210531g001200032f.html

○厚生労働省告示第 217 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。ただし：フロピベリン、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であって、令和三年十一月三十日以前に現に存し、かつ、その添付する文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方箋医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方箋医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

令和３年５月 31 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使田されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略）

八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(918)　（略） （削る） (919)～(1176)　（略） 九　（略）	八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。 (1)～(918)　（略） (919)　プロピペリン (920)～(1177)　（略） 九　（略）

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 218 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 31 日　号外　第 120 号　32～33 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210531/20210531g00120/20210531g001200032f.html

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇ドイツからの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210531.html

ドイツのブレーメン州の裏庭家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）の発生が確認された旨、ドイツ家畜衛生当局から情報提供及び国際獣疫事務局（OIE）への通報がありました。

ドイツ家畜衛生当局からの情報提供及び OIE への通報を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和 3 年 5 月 28 日（金曜日）、ブレーメン州からの家きん肉等、家きん卵等の輸入を一時停止しました。

****

[6] ***廃棄物関係***

◇庁舎内の店舗におけるプラスチック製カトラリーの削減に向けた実証実験について

＜環境省　2021 年 6 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109645.html

対象プラスチック製カトラリー：スプーン、フォーク、先割れスプーン、デザートフォーク、デザートスプーン

****

[7] ***環境安全関係***

◇減農薬米栽培へ“アイガモ”ロボット使い雑草抑える実験 山形

＜NHK　2021 年 6 月 1 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210601/k10013061221000.html

山形県朝日町にある棚田で減農薬でコメを育てるため、ロボットを使って、田んぼの雑草を抑える実験が始まりました。

この実験は、ロボットの開発を手がけた鶴岡市でまちづくりに取り組む会社の関連会社などが平成 29 年から行っています。

ロボットは仮称で「アイガモロボ」と名付けられ、幅 70 センチ高さ 40 センチほどの大きさです。

31 日は、「日本の棚田百選」に選ばれた「椹平の棚田」で、田んぼの管理をしている佐藤恒平さんが、ロボットの開発会社とオンラインでやり取りしながら実験を行いました。

田植えが終わった田んぼに浮かべられたロボットは、早速スクリューで泥を巻き上げていきました。

ロボットを開発した会社などによりますと、こうしたことで、田んぼの中の光がさえぎられるため雑草の成長を抑えられ、農薬を減らしたコメづくりが期待できるということです。

また、GPS が搭載されて走行位置を細かく管理できることから、田んぼの隅々までむだなくロボットを走らせることができるということです。

佐藤さんは「ロボットは毎年進化している。ロボットを使った稲作が新しい選択肢となればいいと思います」と話していました。

実験はことしは 3 週間程度行われ、開発会社では、数年以内の実用化を目指して今後も実験や改良を重ねるということです。

****

[8] ***環境教育***

◇我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD)」に関する実施計画（第２期 ESD 国内実施計画）の策定について

＜環境省　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/109588.html

****

[9] ***エネルギー問題***

◇再生エネ新市場、11 月にも試験運用　脱炭素を支援

＜朝日新聞　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5Z76BHP5XULFA03K.html

経済産業省は、太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる電気を調達しやすくするため、新たに専用の取引市場をつくる。再生エネで発電したことの「証明書」を公的機関が発行し、それを一般の企業が買えるようになる。脱炭素の流れが強まるなか、企業にとっては再生エネの電気で事業をしていることをアピールしやすくなる。

政府は 2050 年の温室効果ガス排出を実質ゼロにする目標を掲げる。目標を明記した改正地球温暖化対策推進法も成立した。政府は実現に向け、太陽光発電の用地確保など様々な対策を検討している。新たな市場の創設もその一環だ。

再生エネの電気は固定価格買い取り制度（FIT）に基づき、大手電力会社が発電事業者から買い取っている。費用は電気料金に上乗せされている。火力や原子力などの電気と一緒に送られ、使う際には発電方式はわからない。

環境面で価値が高い再生エネを区別するための証明書を、金融機関などでつくる「低炭素投資促進機構」が発行し、市場で売り出す。証明書を買えば、その分だけ再生エネの電気を利用したことになる。証明書の売却収入は再生エネ買い取り費用の一部に回され、電気料金への上乗せ額の軽減につながる。

いまも再生エネの証明書を扱う市場はあるが、化石燃料を使わない原発などの電気と同じように扱われている。調達できるのは電気の小売事業者に限られ、一般企業は小売事業者から証明書と電気を買っている。証明書は割高で、十分に活用されていなかった。

経産省は新たに再生エネの証明書だけを扱う「再エネ価値取引市場」を 11 月にもつくり、試験運用を始める。一般企業も証明書を買えるようにし、価格も大幅に安くして市場を活性化したい考えだ。再生エネがつくられた「産地」などを明記する仕組みも整える。

証明書が安くなれば、電気の小売事業者も調達しやすくなり、いまはごく一部にとどまる再生エネ 100%の料金プランが増える可能性もある。

一般企業で再エネの需要急増

再生エネの需要は一般企業で…

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)の二次公募について

＜環境省　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/109636.html

---

◇令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業）の五次公募について

＜環境省　2021 年 6 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109648.html

◇アジア太平洋気候ウィーク 2021 のテーマ別セッションに関する関心表明の募集について

＜環境省　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/109567.htm

◇「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案)」に関する意見の募集（パブリックコメ

ント）について
＜環境省　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/109621.html
＜経済産業省　2021 年 5 月 31 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210531003/20210531003.html?from=mj
---

[公募結果、意見募集結果]
◇「令和３年度アジア水環境改善モデル事業」対象事業の選定結果について
＜環境省　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.env.go.jp/press/109626.html
---

◇2021 年度官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム【高校生コース（第 7 期派遣留学生）】～選考結果、壮行会・事前研修の開催について
＜文部科学省　2021 年 5 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af35acyTmWydaJbF

[統計資料]
◇「諸外国の教育統計」令和 3（2021）年版
＜文部科学省　2021 年 5 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af35acyTmWydaJbL
****

[11] ***その他省庁発表***

◇特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 33 号）

［官報］ 令和 3 年 5 月 31 日　号外　第 120 号　2～3 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210531/20210531g00120/20210531g001200002f.html

○内閣府令第 33 号

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項及び第五十四条第二項の規定に基づき、特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和 3 年 5 月 31 日　　内閣総理大臣　　菅　義偉

特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令

特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　前	改　正　後
（公表の方法） 第一条　特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができる。	［条を加える。］
（電磁的方法） 第一条の二　法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。	（電磁的方法） 第一条　特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
［一・二　略］	［一・二　同左］
２　［略］	２　［同左］

（貸借対照表の公告） **第三条の二**　法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であって内閣府令で定めるものは、第一条の二第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。 ［２・３　略］ （特定の者と特別の関係がないものとされる基準） **第二十三条**　法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。 一　当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項並びに第三十二条第一項第三号ロ及び第五号において同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。 ［二～四　略］ （認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類） **第三十二条**　法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～四　略］ 五　役員等に対する報酬又は給与の状況 イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ［六・七　略］	（貸借対照表の公告） **第三条の二**　法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であって内閣府令で定めるものは、第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。 ［２・３　同左］ （特定の者と特別の関係がないものとされる基準） **第二十三条**　法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。 一　当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この項及び第三十二条第一項第三号ロにおいて同じ。）に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。 ［二～四　同左］ （認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類） **第三十二条**　法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～四　同左］ 五　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ［号の細分を加える。］ ［号の細分を加える。］ ［六・七　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）の施行の日（令和三年六月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の特定非営利活動促進法施行規則第三十二条第五号の規定は、法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。

◇高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト（全機関要件確認者の公表情報とりまとめ）
＜文部科学省　2021 年 5 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af35acyTmWydaJbJ
****

[12] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・第 22 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会　資料　　５月３１日
＜厚生労働省　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p1_174vX7gwLSmM1Y
（1）新型コロナワクチンの臨時接種について
（2）その他

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）
＜厚生労働省　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127713.html

・令和３年度熱中症対策シンポジウムの開催について　　6 月 23 日、オンライン
＜環境省　2021 年 6 月 1 日＞　https://www.env.go.jp/press/109618.html

・新しい時代の学校施設検討部会（第 4 回）の開催について　　6 月 8 日
＜文部科学省　2021 年 6 月 1 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af37aczltKmaeFbJ
1. 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・第 138 回労働政策審議会安全衛生分科会議事録　　4 月 23 日
＜厚生労働省　2021 年 5 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18980.html
（1）石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱について（諮問）
（2）事業場における労働者の健康保持増進のための指針の改正について
（3）その他

・新型コロナワクチンについての審議会・検討会
＜厚生労働省　2021 年 5 月 31 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_shingikaietc.html

・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（令和 2 年度）（第 3 回）　議事要旨　　3 月 26 日
＜文部科学省　2021 年 5 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af35acyTmWydaJbG
1. コロナ禍における児童生徒の自殺等に関するヒアリング
2. その他

****

[13] *その他*

◇インフルエンザ、感染症関係

・中国で「H10N3 型」鳥インフルエンザウイルス ヒトへの感染確認
＜NHK　2021 年 6 月 1 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210601/k10013063011000.html?utm_int=all_side_ranking-social_001
中国の保健当局は 1 日、鳥インフルエンザウイルス「H10N3 型」のヒトへの感染を確認したと発表しました。この型のヒトへの感染は世界で初めてとみられていますが、保健当局は「感染は偶発的なもので、大規模に流行するリスクは極めて低い」としています。
中国の保健当局、国家衛生健康委員会によりますと、H10N3 型の鳥インフルエンザウイルスの感染が確認されたのは、東部の江蘇省の 41 歳の男性で、4 月下旬に発熱などの症状が出て、地元の医療機関で治療を受けていましたが、検査の結果、感染が分かったということです。
今のところ、この男性の濃厚接触者らに異常は見つかっていないということです。

保健当局は、この型のウイルスのヒトへの感染は世界で初めてだとしていますが「今回の感染は偶発的なもので、大規模に流行するリスクは極めて低い」としています。

********** 以上 **********